

令和2年5月26日

新型コロナウイルス感染症にかかる川越市主催イベント等の取扱いについて

■概要

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言が、令和2年5月25日に国から発出された。緊急事態宣言解除に伴い、イベント開催制限の段階的緩和の目安、外出自粛の段階的緩和の目安が国から示され、県においてもイベント開催の一部緩和について方針が示された。

そこで、本市では、川越市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

なお、本取扱いについては、状況に応じて、適宜見直す。

記

○川越市主催イベント等の取り扱いについて

埼玉県から示された「埼玉県におけるイベント開催の一部緩和について」（令和2年5月28日）の「1 基本的な考え方」及び「2 緩和の内容」に基づき、実施について判断する。その際、「3 留意事項」についても配慮する。

また、学校教育で行われるイベント類似の行事の実施に当たっても原則として同様の取扱いとする。